



定住自立圏の形成に関する協定書



都 城 市
曾 於 市

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関する協定書について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第 1 条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携し、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに、定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条各項に規定する政策分野において、相互に役割を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第 3 条 甲及び乙が協力及び連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

1 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

① 医療体制の維持・強化

ア 取組の内容

（ア） 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

（イ） 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制（以下「休日・夜間救急診療体制等」という。）を維持するとともに、その充実を図る。

（ウ） 圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。

（エ） 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

イ 甲の役割

（ア） 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

（イ） 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。

- (ウ) 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。
- (エ) 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。
- (イ) 甲の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。
- (ウ) 二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
- (エ) 救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

② 小児科等の医療体制強化

ア 取組の内容

- (ア) 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- (イ) 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

イ 甲の役割

- (ア) 小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- (イ) 乙が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- (ウ) 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

ウ 乙の役割

- (ア) 甲が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- (イ) 小児科の開設に向けた取組を推進する。
- (ウ) 甲が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

③ 連携・搬送体制の強化

ア 取組の内容

- (ア) 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。
- (イ) 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。

イ 甲の役割

- (ア) 圏域内における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。
- (イ) 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(ウ) 計画的に救急救命士の育成を行う。

(エ) 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、医療連携体制を構築する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

(イ) 大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。

(ウ) 甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

① 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

ア 取組の内容

都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。

イ 甲の役割

(ア) 乙と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 乙と連携し、志布志港の活用促進を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。

(イ) 甲と連携し、志布志港の活用促進に取り組む。

② 企業立地等の促進

ア 取組の内容

都城志布志道路や志布志港等の地の利を生かした企業立地の促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 新たな工業団地を整備する。

(イ) 乙と連携し、企業立地活動に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、企業立地活動に取り組む。

(3) 基幹産業の振興

① 農林畜水産業の振興

ア 取組の内容

(ア) 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。

(イ) 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。

イ 甲の役割

圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

ウ 乙の役割

甲と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

(4) 教育及び文化

① 特色ある教育の推進

ア 取組の内容

圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

イ 甲の役割

圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

② 公共施設の相互利用

ア 取組の内容

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。

イ 甲の役割

図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

ウ 乙の役割

圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

(5) 防災及び消防

① 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

ア 取組の内容

圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。

イ 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

② 災害時救急医療体制の強化

ア 取組の内容

災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係

機関との相互連携を構築する。

イ 甲の役割

関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させ、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 道路等の交通インフラの整備

① 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

ア 取組の内容

(ア) 都城末吉道路、国道 222 号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。

(イ) 高規格道路等のネットワークを生かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。

イ 甲の役割

(ア) 早期事業化に向けた機運醸成のため、乙と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

ウ 乙の役割

(ア) 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、甲と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。

(イ) 高規格道路等へのアクセス性の向上や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

(2) 観光・スポーツ

① 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

ア 取組の内容

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。

(イ) 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光を推進する。

イ 甲の役割

(ア) 観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然、体育施設等の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化及び圏域外への情報発信の強化を図る。

(イ) 甲と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を生かした観光及びスポーツ交流を推進する。

(3) 定住及び移住

① 雇用創出等による定住・移住促進

ア 取組の内容

企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。

ウ 乙の役割

甲と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、圏域内の自然及び住みやすさを生かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

② 多様な人材の活躍・共生

ア 取組の内容

(ア) 企業及び団体と連携し、外国人の受入環境の整備や必要な支援策を検討する。

(イ) 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

イ 甲の役割

圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことができる地域作りを図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

(4) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・活性化

ア 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

イ 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

ウ 乙の役割

甲と連携し、広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成・連携

① 圏域行政マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

イ 甲の役割

(ア) 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

ウ 乙の役割

(ア) 甲が行う職員研修等に協力する。

(イ) 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

② 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

ア 取組の内容

(ア) 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「NPO法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。

(イ) 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

イ 甲の役割

(ア) NPO法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(イ) 圏域内のNPO法人等の連携を図るとともに、NPO法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

(ウ) 圏域全体の地域力向上のため、民間資源を活用した取組並びにそれを支える民間の人材の育成及び活用を図る。

ウ 乙の役割

(ア) 甲の体制づくりに協力し、圏域内のNPO法人等の情報を甲に提供する。

(イ) 甲の取組に協力し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

(2) デジタル化の推進

① 推進基盤の強化と連携

ア 取組の内容

デジタル化を推進するため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を行なう。

イ 甲の役割

専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。

ウ 乙の役割

甲が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

(連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義による決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に関する疑義又はこの協定に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議の上、解釈又は取扱いを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

宮都市

宮崎県
永都市長

代表者 市長 池田 宜永

島於印
兒曾長
鹿鼎市

代表者 市長 **五位塚 剛**

島於印
鹿鼎市